学　第　２４５　号
令和４年６月 24 日

各私立学校設置学校法人理事長
各　私　立　学　校　長
（高・特）
様

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

高等学校及び特別支援学校高等部の専攻科の収容定員に係る学則変更の取扱いについて

このことについて、他県の取扱いや文部科学省の見解を踏まえて、これまでの取扱いを変更し、下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

なお、今後の申請に当たっては、下記により手続を進めてください。

記

１　取扱いの変更内容

(1)　これまでの取扱い

高等学校及び特別支援学校高等部の専攻科の設置については、法令により届出事項とされていることから、専攻科の設置に伴う収容定員の変更についても届出事項として取り扱ってきたもの。

(2)　変更後の取扱い

専攻科の設置は届出事項であるが、専攻科の設置に伴う収容定員の変更に係る学則変更については、認可事項として取り扱うこととするもの。

また、専攻科設置後に専攻科の収容定員を変更する場合も認可事項として取り扱うこととするもの。

２　変更後の取扱いの実施時期

令和５年４月１日以後にされる収容定員の変更に係る学則変更の認可申請について適用する。

３　申請書等の提出期限

(1)　専攻科の収容定員に係る学則変更

ア　収容定員変更計画書

変更予定日の属する年度の前々年度の１月末日

（岩手県私立学校認可事務取扱要領（昭和 62 年８月 25 日総務部長決裁）第３条）

イ　収容定員の変更に係る学則変更認可申請書

変更しようとする年度の前年度の７月 31 日

（学校教育法施行細則（昭和 51 年岩手県規則第６号）別表）

(2)　専攻科の設置届

開設予定日の前年の 11 月末日

【担当】私学振興担当
電話 019-629-5041　FAX019-629-5049
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：AH0007@pref.iwate.jp

（参考）

1　令和５年４月１日に専攻科を設置する場合

令和４年 11 月末日までに専攻科の設置届及び令和５年１月末までに専攻科の設置に伴う学校の目的等変更届（学則の変更）を提出しなければならない。

	令和４年度				令和５年度
手続	４月	８月	12 月	３月	
専攻科設置	届出提出		受理		専攻科設置
学校の目的等変更（学則変更）	届出提出（１月末まで）		受理		学則変更

2　令和６年４月１日に専攻科を設置する場合

（1）専攻科設置に伴い収容定員が増える場合

・ 令和５年 1 月末までに収容定員変更計画書を提出し、私学審議会の協議を経て、了承の通知を受けなければならない。
・ 当該収容定員変更計画が了承された後、令和 5 年 7 月末までに専攻科の設置に伴う収容定員の変更に係る学則変更の認可申請を行い、私学審議会の諮問を経て、認可を受けなければならない。
・ 当該学則変更について認可を経た後、令和５年 11 月末までに、専攻科の設置届を提出しなければならない。

		令和４年度		令和５年度				令和６年度
手続			２月	４月	８月	12 月	３月	
専攻科設置					届出提出	受理		専攻科設置
学則変更	収容定員変更計画書	変更計画書提出	審議会	承認	通知			
	収容定員学則変更認可			変更認可申請書提出	審議会	承認	認可	学則変更

（2）専攻科設置に伴い収容定員が増えない場合

・ 令和 5 年 7 月末までに専攻科の設置に伴う収容定員の変更に係る学則変更の認可申請を行い、私学審議会の諮問を経て、認可を受けなければならない。
・ 当該学則変更について認可を経た後、令和５年 11 月末までに、専攻科の設置届を提出しなければならない。

	令和４年度		令和５年度				令和６年度
手続		２月	４月	８月	12 月	３月	
専攻科設置				届出提出	受理		専攻科設置
収容定員学則変更認可			変更認可申請書提出	審議会	承認	認可	学則変更